

松江市道路法面等長寿命化修繕計画

松江市都市整備部

平成31年3月

(令和4年3月第1回改訂)

(令和5年3月第2回改訂)

(令和6年3月第3回改訂)

1. はじめに

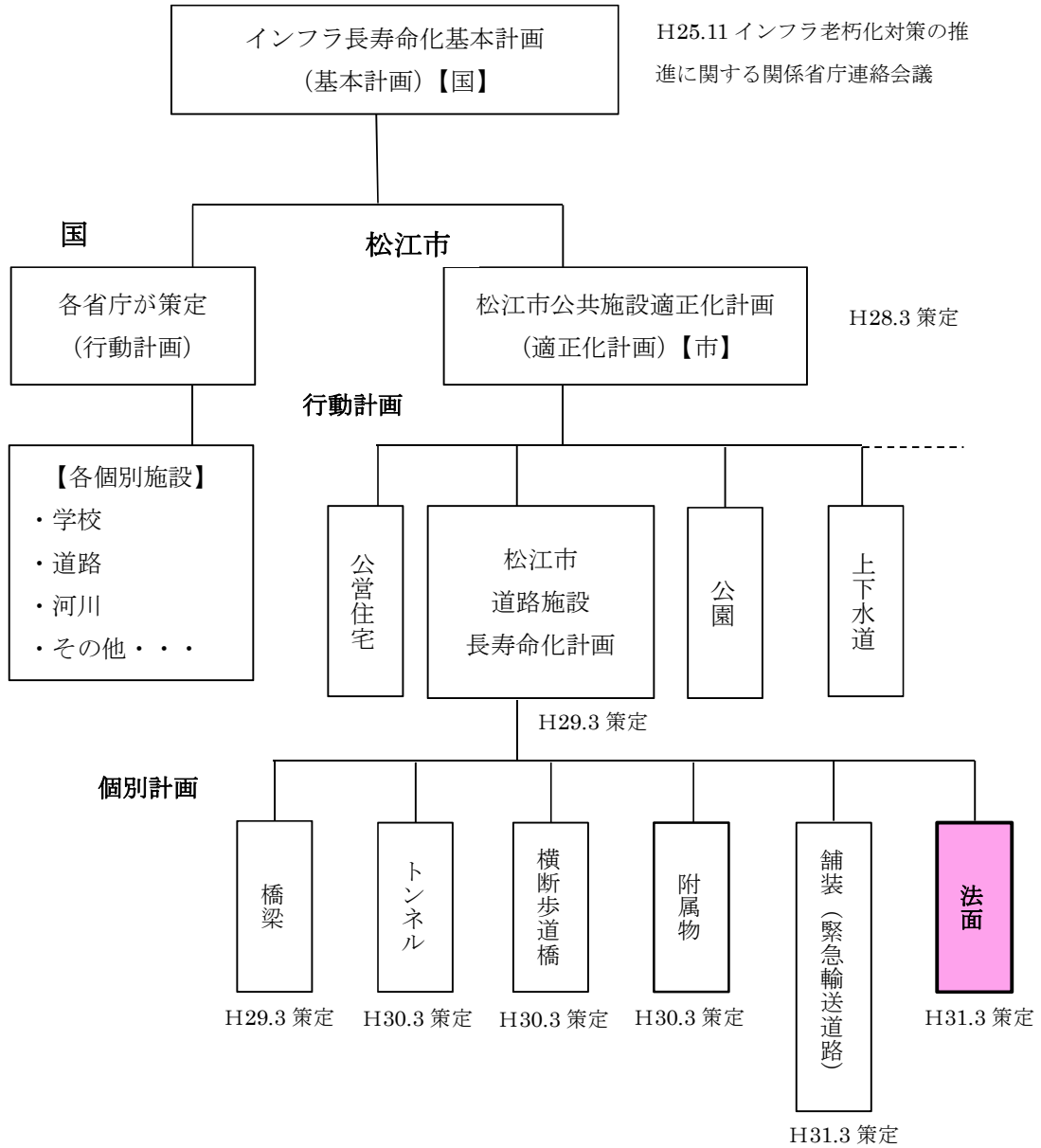
(1) 本計画の位置付け

公共施設の長寿命化を図るため、国において平成25年11月29日に「インフラ長寿命化基本計画」(以下、「基本計画」という。)が策定されました。

本市においては、「松江市公共施設白書」(平成25年6月)の策定により、市が保有する全ての公共施設を維持、改修、更新していくことが困難な状況にあることを認識したことから、本市が保有する多種・多様な公共施設を将来にわたり持続可能な量と質へと転換するため「松江市公共施設適正化基本方針」(平成26年9月)を策定し、この方針に沿って、中長期的な視点から公共施設のあり方を個別具体的に示す「松江市公共施設適正化計画(松江市公共施設等総合管理計画)」(以下「適正化計画」という。)を策定しました。この適正化計画では、松江市が管理するインフラを含む公共施設等の特性や維持管理・更新等の取り組みの方向性が示されています。またインフラ施設のうち、特に道路施設について「松江市道路施設長寿命化計画」(以下「長寿命化計画」という)を策定したところです。

本計画は、この長寿命化計画に基づき、道路法面等における定期点検及び修繕の具体的な対応方針を定めたものであり、行動計画に基づく個別施設計画として位置付けます。(図1参照)

図1 松江市道路施設長寿命化基本計画体系図



(2) 対象施設

本計画の対象とする施設は、松江市が管理する道路のうち、「道路防災総点検」等を実施した道路法面等（以下、「法面等」という。）を対象とします。

(3) 計画期間

「道路防災総点検」等で点検結果が「要対策」となった箇所は、5年に1度の定期点検を行うため、本計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、それ以外の箇所は、10年に1度の定期点検を実施します。

なお、法面等の状態は時々刻々と変化することから、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとします。

2. 施設の現状と課題

(1) 管理施設の現状

松江市では、令和6年3月31日現在、表1のとおり法面等を管理しています。

表1 松江市内の道路法面等施設数 (R6.3.31現在)

区分	箇所数	モルタル吹付	法 枠	ロックネット	擁 壁	落石防護柵	切土・盛土
橋 北	84	4	7	3	19	2	49
橋 南	55	5	6	0	7	6	31
小 計	139	9	13	3	26	8	80
鹿 島	15	1	1	1	4	1	7
島 根	10	2	0	0	8	0	0
美保関	16	2	6	0	0	7	1
八 束	0	0	0	0	0	0	0
八 雲	17	2	0	0	2	8	5
玉 湯	31	0	0	2	3	9	17
宍 道	29	0	3	1	5	12	8
東出雲	3	0	1	0	1	1	0
小 計	121	7	11	4	23	38	38
合 計	260	16	24	7	49	46	118

(2) 法面等の現状

松江市の管理する法面等は、「道路防災総点検」等の点検結果により、緊急度の高いものから優先的に修繕を行っています。

3. 法面等の維持管理の基本的な考え方

法面等の老朽化対策を確実に進めるため、点検→診断→措置→記録→(次回点検)のメンテナンスサイクルを構築します。

(1) 法面等管理の基本方針

法面等の個別施設計画の策定にあたっては、点検結果を踏まえた適切な措置を行うことで、第三者等への被害を発生させず、安全で合理的な管理を目指します。

(2) 点検方法・点検頻度

定期点検は、道路法面等構造物点検要領(平成26年8月 島根県土木部道路維持課)を参考に、目視確認を基本とし、法尻や小段沿いの手の届く範囲で打音確認を行います。

「道路防災総点検」等で点検結果が「要対策」となった箇所は、5年に1回、それ以外の箇所は、10年に1回の頻度で実施することを基本とします。

(3) 診断

1) 対策の要否の判定

点検の結果、法面等の損傷状況を把握したうえで、点検部位毎、損傷内容毎の対策の要否について判定を行います。

4. 対策の優先順位

(1) 補修計画の方針

法面等の損傷状況、第三者等への被害の深刻度、路線の重要性等を考慮し、補修の優先順位を決定します。

(2) 優先順位

点検の結果、重要な路線で早急に補修を実施する必要があると判定された法面等を最優先に補修等を実施します。

点検・詳細調査・補修等によって適宜優先順位の見直しを行います。

5. 法面等の状態、対策内容、実施時期

令和5年度までの点検の結果、措置が必要な箇所及び補修等を行った箇所は表2のとおりです。

表2 松江市内の道路法面等の点検結果

R6.3.31時点

区分	箇所数	対策不要	防災カルテにより監視強化	要対策		合計
					対策完了	
橋北	84	23	38	23	6	84
橋南	55	17	20	18	3	55
小計	139	40	58	41	9	139
鹿島	15	0	6	9	7	15
島根	10	2	4	4	1	10
美保関	16	0	9	7	1	16
八束	0	0	0	0		0
八雲	17	1	6	10		17
玉湯	31	9	13	9		31
宍道	29	5	13	11	3	29
東出雲	3	0	3	0		3
小計	121	17	54	50	12	121
合計	260	57	112	91	21	260

6. 記録

点検及び補修等を行った際には、その内容と実施時期等の履歴を確実に記録し、これを保管します。

7. 対策費用

個々の法面等の健全度を考慮した効率的な措置を行います。
また、予算の平準化に配慮して各年度の対策費用を決定します。

8. 計画策定窓口等

〒690-8540 島根県松江市末次町86番地
松江市都市整備部建設総務課計画調整係 TEL(0852)55-5397